

## 地域共創チャレンジ人材育成・確保支援業務 業務委託仕様書

### 1 業務名

地域共創チャレンジ人材育成・確保支援業務

### 2 委託期間

令和8年5月 日から令和9年3月29日まで

### 3 委託業務の目的

第3次雲南市総合計画に掲げる「えすこな雲南市」を目指すための施策の一つ「チャレンジが生まれるまち」の実現に向けた一業務として実施するものである。

人口減少や技術の進展等により変化の著しい現代社会に対応し、まちの持続性を高める人材を育成・確保するためには、誰もがチャレンジしやすい環境づくりが必要である。

当該業務委託では、「えすこな雲南市」実現のための3つの柱、「創る」「暮らす」「育む」が接続する出会いや学び、実践の総働コーディネートにより、志ある若者等による地域と共に必要な起業や新規事業創出を支援するとともに、まちの持続性を高める人材を育成・確保することを目指す。

### 4 委託業務の内容

#### (1) 起業家・事業家と連携した事業化推進コミュニティの組成及び運営

世代、分野、立場を越えた開かれた学びの場を創出し、あらゆる資源をいかして官民連携による多分野の人材育成・確保を行うこと。学びの場の企画にあたっては、雲南らしさをベースとした新たな価値創出に資する事業の種となるテーマについて、起業家、地元事業者、地域自主組織等と連携し、広く市民が参加できる学び合いの場づくりを12回以上開催すること。また、事業化に向けた検討・準備を行うコミュニティを新規で3件以上組成すること。

#### (2) スペシャルチャレンジ・ホープ伴走支援

スペシャルチャレンジ・ホープの申請者が3件以上となるよう応募者の掘り起こしを行うとともに、採択を受けた若者等を対象に事業プラン伴走支援を行うこと。金融機関や投資家等と連携した資金調達支援や、日本全国の社会起業家や経営者等を活用したメンタリングを通して、継続的なビジネスモデルの構築支援を行うこと。

加えて、次期候補者の発掘や育成を図るため、スペシャルチャレンジ・ホープ

で採択を受けなかった若者等を対象に事業プランの改善・改革に向けた支援を行うこと。

(3) 起業型地域おこし協力隊 seed の支援

雲南市外の志ある若者を確保するため、起業型地域おこし協力隊の募集支援及び選考にかかる応募者の伴走支援を行うこと。

加えて、各応募者の本市への理解度を高めるために、現地フィールドワークを各応募者 1 回以上実施し、各応募者のプランの中に市内人材との協業が含まれるよう関係性構築を支援すること。

(4) ローカルベンチャー協議会と連携した人材誘致・育成

全国の先進自治体等と共に地方での起業（ローカルベンチャー）に関心のある都市部人材の誘致と定着支援に取り組む「ローカルベンチャー協議会」と連携・協働し、都市圏の起業家型人材等とのネットワーク構築や人材誘致を進めること。

5 成果物

(1) 受託者は、成果物を業務完了日までに雲南市政策企画部政策推進課（雲南市木次町里方 521-1）に納品すること。

(2) 成果物の納品形式

成果物の納品形式は、次のとおりとする。

① 事業実施報告書（原則 A4 両面印刷）

(3) 成果物の帰属等

① 本業務の成果物は、すべて市に帰属するものであり、受託者は市の承認を得ないで複製及び公表等を行ってはならない。ただし、受託者が従前より有する著作物あるいは第三者の著作物については、受託者あるいは第三者に帰属するものとする。

② 受託者は、本業務の実施のために必要な受託者が従前より有する著作権あるいは第三者の著作権については、当該著作権の利用にあたり、支障のないよう適切な措置を講じなければならない。また、何らかの著作権に係る問題等が生じた場合、受託者の責任により対処するものとする。

(4) 成果物に対する責任の範囲

受託者は、本業務終了後、成果物に瑕疵が発見された場合、速やかに市が定める監督員の指示に従い、成果物の訂正をしなければならない。

## 6 経費の取り扱い

### (1) 対象となる経費

- ① 人件費
- ② 機械、機器のレンタル料やリース料
- ③ 通信運搬費
- ④ 交通費
- ⑤ 消耗品購入費
- ⑥ その他事業を実施するために必要と認められる経費

### (2) 対象とならない経費

- ① 土地や建物を取得するための経費
- ② 施設や設備を設置又は改修するための経費
- ③ その他、事業との関連が認められない経費

## 7 秘密の保持

本業務を処理するために個人情報を取り扱う場合は、個人情報およびプライバシーの保護に努めること。また、受託者は業務遂行上知り得た情報を他に漏らしはならない。

## 8 個人情報の保護

受託者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

## 9 再委託の制限

受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。その場合は、再委託先ごとに業務の内容、再委託先の概要及びその体制について、事前に市に文書をもって協議し、承認を得なければならない。